

お取引先各位

2025年4月吉日
株式会社カンキ

マイナ免許証運用開始に伴う対応について

平素より株式会社カンキのレンタカーサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

道路交通法の改正により、2025年3月24日（月）から運転免許証の情報が記録されたマイナンバーカード「マイナ免許証」の運用が開始され、以下3つの運転免許証の持ち方が可能になります。

1. (1) マイナ免許証のみを保有
2. (2) マイナ免許証と従来の運転免許証の両方を保有
3. (3) 従来の運転免許証のみを保有

※「マイナ免許証」の詳細は、警察庁ホームページ等をご確認ください

当社においても、「マイナ免許証」でのご利用について検討を進めておりますが、具体的なご利用方法やご利用開始時期など、諸条件については改めてご案内いたします。つきましては、当面の間は「従来の運転免許証」のみで対応をさせていただきます。

ご不便をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願いたします。

引き続き株式会社カンキをお引き立て賜りますようお願い申し上げます。